

入曽駅周辺整備事業に関する覚書

狭山市（以下「甲」という。）と西武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、入曽駅周辺整備事業（以下「本事業」という。）に関する基本的事項について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（相互協力）

第1条 甲と乙は、入曽駅周辺の利便性、回遊性の向上及び入曽駅周辺地域の活性化を図るため、本事業について相互に協力するものとする。

（整備概要）

第2条 本事業のうち鉄道事業に関わる主な整備概要は次のとおりとし、本事業全体の範囲等は別図に示すとおりとする。

- (1) 東口駅前広場および西口駅前広場（以下「東西駅前広場」という。）の整備
- (2) 東西自由通路（以下「自由通路」という。）の整備
- (3) 入曽駅施設（以下「駅施設」という。）の整備

（整備主体）

第3条 本事業の整備主体は、甲とする。

- 2 乙は、本事業のうち、鉄道事業に影響を及ぼす事項の検討について、甲に協力するものとする。

（東西駅前広場）

第4条 甲は、東西駅前広場を整備するにあたり、乙をはじめとする交通事業者との協議、調整を十分に行い、鉄道と二次交通との結節機能の向上を図るものとする。

（連絡通路）

第5条 甲は、東西駅前広場を結ぶ自由通路の位置、規模等の具体的事項について、乙と別途協議するものとする。

（駅施設）

第6条 駅施設は、甲による請願駅と位置付ける。

- 2 本事業には駅施設整備に支障または不要となる乙所有の既存駅施設の撤去が含まれるものとする。

- 3 甲は、駅施設を整備（既存駅施設撤去を含む）するにあたり、事前に駅利用者、地域住民、関係者等への周知、説明を十分に行い、理解を得るものとする。また、乙は甲が行う説明等に協力するものとする。

（設計、施工及び財産）

第7条 甲と乙は、本事業のうち次の各号について別途協議をおこない、協定を締結する。

- (1) 自由通路、駅施設に関する設計・施工
- (2) 整備後の財産区分、管理区分等の詳細

（費用負担）

第8条 甲は、本事業に要する費用の全てを負担し、乙に対して負担を求めないものとする。

（その他）

第9条 本覚書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙で協議の上処理するものとする。

本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年2月9日

甲

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市

狭山市長 小谷野



乙

埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1

西武鉄道株式会社

取締役社長 若林

